

## 第3章 災害応急対策計画

### 第1節 災害応急対策の基本方針

#### 第1 災害応急対策の基本方針

千歳市では、地震による災害が発生する恐れのある場合又は災害が発生した場合において、災害警戒本部又は災害対策本部を設置し、市民、近隣自治体、北海道、指定地方行政機関及び関係機関等の協力を得て応急活動を実施する。

特に、応急活動は一時的に多くの業務が集中し、行政だけでは対応しきれないことから、市民一人ひとりが「自らの生命と財産は、自らが守る」という認識を持って行動し、町内会や事業所の協力を得ながら応急対策が実施できるように普段から連携に努める。

#### 災害対策体制の基本的な考え方

時 期	体 制 及 び 組 織	配 備 段 階	配 備 人 員
災害対策本部設置前	災害情報連絡及び警戒体制	災害警戒本部	総務対策部その他必要な部
		注意配備 警戒配備	
災害対策本部設置後	災害応急体制	災害対策本部	各部必要な人員
		第1非常配備	
		第2非常配備	
		第3非常配備	全職員

#### 第2 地震災害の推移

地震災害は、災害発生に備えた警戒や事前準備が困難であり、地震発生直後から救出活動、消火活動など多くの災害対策を必要とする。また、規模が大きくなるほど組織的な初動対策が遅れ、時間の経過に伴って対策活動の内容や規模が変化するため、事態の推移に適応した対処が求められることから、災害発生以降の対策を次のように想定する。

#### 災害発生からの対策の推移

地震発生

時 期	項 目	対 策
発生から1日程度	初動対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部（災害警戒本部）の設置</li> <li>・初動期活動 本部設置後、倒壊建物からの被災者救出、応急医療救護、消火活動、避難所の開設を行う。</li> </ul>
おおむね2日から1週間程度	応急対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急期活動 避難所の生活確保、ライフラインの確保、物資の供給、ボランティアの対応、施設の応急復旧を行う。</li> </ul>

		(北海道特有の気候や条件を考慮すること)
1週間以上	復旧対策	・復旧期活動 ライフラインの復旧、仮設住宅の建設、併せて通常業務を行う。